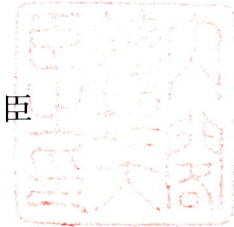


閣総第 305 号— 1
令和 8 年 5 月 19 日

山中 理司 様

内閣総理大臣



情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第 19 条第 1 項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第 2 項の規定により通知します。

1 審査請求に係る行政文書の名称	令和 7 年 10 月 21 日の高市内閣発足時における閣僚記念撮影の実施にあたり、当日の進行、立ち位置、服装規定、撮影手順等が記載された一切の文書（次第、配置図、事務連絡、業者への仕様書等を含む。）
2 審査請求に係る開示決定等	(1) 開示決定等の日付・記号番号 令和 8 年 2 月 9 日・閣総第 62 号 (2) 開示決定等した者 内閣官房内閣総務官 (3) 開示決定等の種類 不開示決定
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和 8 年 2 月 17 日（同月 20 日受付） (2) 審査請求の趣旨 本件不開示決定を取り消すとの決定を求める。
4 諮問日・諮問番号	令和 8 年 5 月 19 日・令和 8 年（行情）諮問第 653 号

担当課等：内閣官房内閣総務官室（調整担当）
〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1
TEL 03-5253-2111（内線 85156）

